

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 生産者支援課

法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	法令の番号	平元 法65				
不利益処分の種類	計画の承認の取消	根拠条項	第4条 第2項				
処 分 基 準	<p>「佐賀県特定農産加工資金制度実施要領」第8条の「計画の承認の取消し基準」による。</p> <p>（計画の承認の取消し）</p> <p>第8条 知事は、承認計画の実施に遅滞があると認められる場合には、当該承認計画に沿って円滑な実施が行えるよう指導するほか、必要に応じ、承認計画の変更を指導するものとする。</p> <p>2 知事は、承認計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該承認計画に沿った事業を実施する見込みがなく、その結果、第4条の承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該承認計画を取り消すことができるものとする。</p> <p>3 知事は、承認計画の取消しの決定をしたときは、理由を付して、その旨を承認特定農産加工業者等に通知するものとする。</p> <p>4 知事は、承認計画の取消しを行った場合には、速やかにその旨を関係市町村長及び融資機関に通知するものとする</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次NO